

令和7年(2025年)12月1日
子ども文教委員会資料
教育委員会事務局指導室

(第135号議案)

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(新旧対照表)

改正案	現行
第1条・第2条 (略) (教職調整額の支給等)	第1条・第2条 (略) (教職調整額の支給等)
第3条 職員には、給料月額の <u>100分の10</u> に相当する額の教職調整額を支給する。	第3条 職員には、給料月額の <u>100分の4</u> に相当する額の教職調整額を支給する。
2・3 (略)	2・3 (略)
第4条・第5条 (略) 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の10</u> 」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第4条・第5条 (略) 附 則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9
附 則 この条例は、令和8年1月1日から施行する。	